

雨水貯留タンク・雨水浸透枡設置費を補助します

家庭だけじゃない！事業所でもできる雨水活用術

近年久留米市では、大雨による被害が頻発しています。豪雨被害を少しでも軽減するため、市民の方々や企業の方々へ雨水貯留タンク・雨水浸透枡の設置をお願いしています。

補助額はどのくらいですか？

雨水貯留タンクの購入価格(タンク、枡本体価格とタンク本体と雨樋を接続するために必要なパイプなどの費用を含む)と設置費用の合計額(消費税を含み、配送料は除く)の1/2に相当する額を補助いたします。

<上限額>

雨水貯留タンク

100L以上400L未満 3万円
400L以上 15万円
(千円未満切り捨て)

雨水浸透枡

1基あたり 1万円
上限額 4万円

雨水貯留タンクに溜まった雨水はどのように活用できますか？

主に庭の水やり(家庭菜園・ガーデニング・打ち水)や洗車、トイレの洗浄水、災害時の非常用生活用水などに利用することができます。

雨水浸透枡の効果は？

都市型水害(ゲリラ豪雨による浸水・氾濫)の抑制、ヒートアイランド現象の緩和など都市の保水力を高めるために重要なものです。

申請方法・申請期間

市ホームページより様式をダウンロードし、施工前に河川課へ提出
毎年度4月1日から当該年度末まで
※予算がなくなり次第、受付を締め切ります。



雨水貯留タンク(250L)



問 河川課 ☎ 0942-30-9075 📠 0942-30-9712

ご存知ですか、久留米市の環境美化の取組

清潔で美しいまちづくりを進めるために

市は清潔で美しいまちをめざし、条例を定めるとともに、市民や事業者の皆さんと市が協力して、美化活動に取り組むグリーンパートナー制度を設けています。地域社会の一員として、美しいまちづくりに貢献してみませんか。皆さんの活動が、まちの価値を高める大きな力となります。ぜひご協力をお願いします。

美しいまちをめざす条例

市は、ごみのポイ捨てや不法投棄などを防止し、清潔で美しいまちづくりを推進するため、環境美化促進条例を定めています。条例では、市民・事業者・市、それぞれの責務や禁止行為について規定しています。

条例で定められている禁止行為

禁止されている行為	命令・罰則など
空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや粗大ごみなどの不法投棄	回収などの命令 従わない場合は3万円以下の罰金
飲料容器を回収するために適当な場所に回収容器を設置していない (飲料販売事業者)	回収容器設置の勧告・命令 従わない場合は5万円以下の罰金
設置する自動販売機ごとに自動販売業者の氏名、住所、電話番号を表示していない (自動販売業者)	氏名・住所の表示の勧告・命令 従わない場合は5万円以下の罰金

くるめグリーンパートナー参加者募集

「くるめグリーンパートナー」は道路や公園など公共の場所を清掃し、まちをきれいにする取組です。事業所単位での登録もできます。申込も簡単ですので、下記の二次元コードからご確認ください。

企業がくるめグリーンパートナーに登録するメリット

- CSR活動の一環として、企業イメージの向上につながる
(活動登録者は市ホームページにも掲載しています)
- 社会貢献を通じて、従業員の満足度向上が期待できる
- 清掃活動に必要な物品は市の支援を受けることができる
 - ・清掃用具(ほうき、ちりとり、火ばさみ等)の貸与
 - ・ボランティアごみ袋、軍手などの提供
 - ・ボランティア保険の加入



問 環境政策課

☎ 0942-30-9146 📠 0942-30-9715

✉ kansei@city.kurume.lg.jp